

文化審議会国語分科会日本語教育小委員会（第115回）議事録

令和4年10月28日（金）
10時00分～12時00分
WEB会議

〔出席者〕

（委員）是川委員、近藤委員、島田委員、仙田委員、戸田委員、永田委員、長山委員、西村委員、
浜田委員、札野委員、松岡委員、村田委員、山口委員
（計13名）

（文化庁）圓入国語課長、中村地域日本語教育推進室室長、三浦地域日本語教育推進室室長補佐、
相田日本語教育評価専門官、増田日本語教育調査官、北村日本語教育専門職、
松井日本語教育調査官、ほか関係官

〔配布資料〕

- 1 第114回日本語教育小委員会議事録（案）
- 2 「地域における日本語教育の在り方について」（報告案）
- 3 是川委員ヒアリング資料

〔参考資料〕

- 1 日本語教育小委員会（第22期）における審議内容について
- 2 日本語教育関係 参考データ集

〔経過概要〕

- 1 事務局から定足数を満たしていることと配布資料の確認があった。
- 2 配布資料3に基づき、是川委員から諸外国の言語政策について発表があり、質疑応答を行った。
- 3 配布資料2「地域における日本語教育の在り方について」（報告案）の説明があり、意見交換を行った。
- 4 次回の日本語教育小委員会は11月22日（月）午前10時から開催予定、「日本語教育の参照枠」補遺版の検討に関するワーキンググループは、11月11日（金）午後3時から開催予定であることを確認した。
- 5 資料説明等の内容は以下のとおりである。

○浜田主査

皆様、おはようございます。定刻となりましたので、第115回日本語教育小委員会を開会いたします。本日は御多用のところ御出席いただきまして誠にありがとうございます。

本日はオンラインでのウェブ会議としての開催となります。また、傍聴の方々がオンラインでの会議を御覧になっておられます。御承知おきください。

では、事務局から定足数と配布資料の確認をお願いいたします。

○増田日本語教育調査官

本日、委員総数16名に対し13名御出席いただいております。配布資料については、議事次第に記載しております、資料が3点、参考資料が2点となっております。なお、資料3、是川委員のヒアリングの御発表資料は、本日投映いただいたものを後日ホームページに掲載とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○浜田主査

議事に入ります前に、資料1、前回の議事録案をお配りしております。議事録を御確認いただき、修正がありましたら、1週間後をめぐりに事務局まで御連絡くださいますようお願いいたします。なお、皆様の修正後の議事録の最終的な確定は、私、主査に御一任いただきますようお願いいたしますと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○浜田主査

ありがとうございます。では、よろしくをお願いいたします。

それでは早速ですが、議事1「地域における日本語教育の在り方について」でございます。この検討に先立ちまして、諸外国における自国語教育の状況については是川委員に情報提供を頂き、諸外国の言語政策にお詳しい是川委員にヒアリングをさせていただくということで、議論を更に深めていきたいと存じます。

是川委員におかれましては、大変お忙しいところ御協力を頂きまして誠にありがとうございます。

簡単に御紹介申し上げます。是川委員は国立社会保障・人口問題研究所国際関係部部長でいらっしゃいまして、将来人口推計に関する調査研究のほか、送り出し国から受入れ国での社会統合まで、国際移民の移住過程全般にわたる研究を行っておられます。また、OECDの移民政策専門家会合(SOPEMI)のメンバー、そしてOECD移民政策会合ビューローでもありますので、日本における外国人に対する日本語教育を検討するに当たり、海外の状況をお話しいただけることは大変意義深く、勉強させていただける機会だと考えております。

それでは是川委員、よろしくをお願いいたします。

○是川委員

ただいま御紹介にあずかりました是川と申します。本日はお時間を頂き、どうもありがとうございます。早速、報告に移っていききたいと思います。画面共有の資料に基づいて御説明していきたいと思っております。

本日は、OECD諸国における成人移民、adult migrantsに対する自国語教育、言語教育についてということで御紹介したいと思います。

報告内容ですが、2021年にOECDの移民課から刊行されたOECD加盟国における成人移民、adult migrantsに対する言語教育の実態に関する画期的な報告書、こちらを要約した形となっております。これまで日本でも様々な調査研究等で、特定の、ある程度複数の国についての制度調査はございましたが、実際は非常に細かくて、また刻々と変わっていくところでもあり、我々にとってのインプリケーションを得るのもなかなか難しいという印象をお持ちの先生方も多いのではないかと思います。

こちらのレポートの良い点は、各国の制度を一覧しているという点もございますが、そこから各国でも応用可能な12の教訓を引き出しており、それが我々にとっても非常に示唆に富んだものであるところかと思っております。

本日は、我々がこれまで議論してまいりました地域における日本語教育の議論を踏まえまして、我々の議論にとって特に有益と思われる点に絞って、要約して御報告したいと考えております。

それでは早速、中身に入りたいと思っております。まず、この報告書には全体として五つの点が書かれていと思われまして。

まず、言語教育は統合政策の要であり、生活全般、そして本報告書で特に強調されているのが労働市場へのスムーズな統合という点です。実際の学習者の参加の動機付けとも非常に強く関わっていることが何度も強調されています。簡単に言えば、やはり移住直後は生計を立てるのに当然忙しいわけですし、なかなかフルタイムで語学学習に時間を割くことが出来ない。そういった一般的なニーズがある中で、いかに動機付けして巻き込んでいくか。また、特に来日直後、移住直後であ

ればあるほど言語教育の効果は非常に大きいと言われておりますので、この移住直後の忙しい時期にどう動機付けするか。そういった点において、この労働市場への統合という視点が非常に重要であることが強調されています。

2番目の点といたしまして、当然のことですが、第二世代の教育達成をはじめとする世代間の階層移動という観点においても、親世代の言語能力は非常に重要と言われております。こちらは特にこの報告書中でも、女性、特に母親に対する言語教育で強調されている視点であります。

3点目ですが、言語教育はいずれの国でも統合政策においてやはり財政的支出の大半を占めていることが強調されています。もちろん責任の主体は国によって大分違いまして、中央政府が一括して管理しているようなところもあれば、地方に大分権限移譲しているような国もございますが、いずれの場合でも、財政的支出においてはこの言語教育は非常にお金を掛けていることが書かれております。

4点目ですが、その一方で、やはりいずれの国でも財政上の制約があることが再三強調されています。特に語学教師の待遇の悪さはどの国においても非常に問題、課題となっているということです。そうした中、ボランティアも含め、様々なアクターを巻き込むことで、工夫していくことで課題を解決することが書かれています。こちらは5番目とも関連いたしております。

先ほど申し上げた学習者自身の意欲を高める工夫、多様なアクターの参画。また、この報告書の最後のところでエバリュエーションという項目があるのですが、エバリュエーションという、コースに対する評価が実はあまりどこの国でもきちんと行われていないと。ただ、その際に留意すべき点は、単に言葉がうまくなるというだけではなく、言葉を使って何が出来ているかという視点が非常に重要であることが強調されておりました。

それでは、情報の詳細について要約したのものについて御紹介したいと思います。まず、極めて基本的な点ですが、語学訓練へのアクセス、参加資格という点について、報告書中ではOECD全加盟国について整理していますが、本日は要約するという点において、G7プラス韓国という国に絞ってまとめております。

まず、主要国における語学訓練へのアクセシビリティ、こちらは難民、ほか、こちらは難民申請者も含んでいますが人道的移民、その他の人道的移民、新規家族移民、新規労働移民、長期居住者とカテゴリーが分かれています。こちらの二重丸は制限なしで受講が可能。丸がある場合は、語学要件や所得要件や就労要件など、何かしら条件がある場合です。バツは参加不可というか、特に想定されていないということになります。

こちらを見ますと、多くの国において受講資格は極力制限をかけない方向で動いているとまとめられています。端的な例はよく引き合いに出されるドイツですが、こちらは全ての掲げられているカテゴリーについて、事実上制限なしで受講が可能となっています。特に長期居住者に関しては受講資格を制限する国も出てきていますが、やはり一度学んだがやめてしまった人、そういった人たちにセカンドチャンスを与えることも非常に重要と強調されています。長期居住者を含めるという点も非常に重要かと思えます。

受講期限につきましても移住後何年以内と区切っている国、オーストラリア、フランス、イタリアといった国で一部のプログラムで受講期限があるものもございます。ただ、これもない方向で動くのがトレンドと整理されています。

続きまして、同じく語学訓練へのアクセス、こちらは受講可能時間として想定されている時間となります。多くの場合、この想定された時間においては何らかの補助が出るケースが多いということです。平均的な受講可能時間と難民等の人道移民に対するクラス、そして特別なニーズがある人へのクラスという、三つのカテゴリーについて受講可能時間が整理されています。ドイツの600時間や900時間が非常に長いことが改めて確認できるかと思えます。フランスもかなりの時間を割いていることが分かります。イギリスは時間単位ではなく、ウィーク表記ですが、こちら難民に関しては12か月、1年間といったことがあります。お隣の韓国も485時間とかなり長い時間を

割く形になっています。

こちらはアメリカを除いていますが、アメリカはこういった形での受講時間はデータとして出しておりませんでした。半ば受講義務を課したり、受講したことによって何らかの特典があるといった立てつけになっていない場合、標準的な時間が想定されていないことが背景にあるようです。アメリカの場合は受講資格に制限は基本的にあまりないですが、特にここまでやりなさいといった形での提供はしていないようです。

次に語学訓練へのアクセス、受講義務や達成要件です。義務的か否かというところが一番左の列に書かれています。また、未受講の場合の罰則規定、罰則かどうかは評価が分かれるところがありますが、ただ實際上、受講しない場合に様々な社会政策、社会保障のサービスを受ける際に制限があったり、ビザの更新の際に何らかの制限があるといった場合が掲げられています。

こちらを見ますと、義務的か否かという点で、米国は先ほど申し上げたように特に義務的な点もなく、達成要件もございません。ただ、帰化の際に一定の英語力を求めるという極めて定性的な要件があるようになっていきます。カナダについても同様です。

一方、ドイツ、フランスは半ば義務的で、特にフランスは最近、統合契約、*integration contract* というものにサインをして、フランス語を学んだり、フランスの社会・文化・慣習を学ぶことに移民の側がサインをする手続になっていますので、フランスやイタリアについては要件が課されている状況があります。

続きまして語学訓練へのアクセスということで、こちらは財政負担や受講料について見たものです。財政負担についてはここに掲げている国は全てあることになっております。予算規模はOECDが横並びで調査して、比較可能な範囲で掲載した予算となっています。時点は若干ばらつきがありますが、おおむね最新の規模感を表していると思えます。こちらは金額で見ますとドイツが圧倒的に多いことが分かります。こちらは先日、文化庁が現在、概算要求中の日本と比べていただきますと規模感の違いが分かると思えます。

一番右側の列には、1時間当たりの受講者負担額で分かるものが掲げられています。アメリカは連邦政府からの補助ありということで、受講した場合に補助金が入っているという情報がありました。ドイツについては金額まで書かれています。コースによって1時間ごとの金額は若干違うものの、2年以内に一定の成績でコースを修了した場合は50%が返金される。あるいは仕事のための語学クラスとなりますと、仕事をしていない場合、失業中の場合、求職中の場合は無料といったこともございます。

無料の国が多くなっていますが、ここはポイントになってくると思えます。ドイツの場合、予算規模も非常に大きいですが、コースのレベルや対象によって一定の受講者負担も組み込んでいるようです。動機付けの部分と深く関連しますが、コースが無料であり過ぎると、むしろコースへの評価が下がるという心理的な効果もあるらしく、高くはないが一定程度の受講者負担はむしろ受講者のコミットメントを強めるとも言われているそうです。頑張った場合は50%返金といったように、動機付けの中でそういった金銭的なインセンティブも重要になってくると思いますが、このドイツの例からも見てとれると思えます。

2枚のスライドで、そのほかのインプリケーションとして我々の議論に資すると思われるものを抜き書きして要約しました。こちらは本冊ページ番号も入れてありますので、もし報告書本体を手にとって御覧になることがあれば、探していただければと思います。

まず1点目ですが、在留資格や在留期間にかかわらず、出来るだけ多くの人を受講対象者とするのが望ましい。こちらは冒頭述べたとおりですが、細かく制限を課しますと、結局その情報が入り組んでしまって、それ自体が参入障壁になることが書かれていました。

2点目ですが、移住直後出来るだけ早い時期に受講を促すことが望ましいが、そのためには移住前に語学能力を課したり、あるいは訓練を事前に行う、そして移住直後に対しては出身国の言語による広報・宣伝、あるいはコミュニティーセンター等へのアウトリーチ活動、当然、その受講可能

なコースや教師の増強という、供給面での手当ても必要であることが書かれていました。

これはOECDのレポートを見ますと、一部の国では待機リストが出来ているという状況もあるようです。幸い、日本ではそういった状況にはなっていませんが、そういった時に量と質をどう確保していくかも重要ということが書かれていました。また、地域による偏在もどの国でも課題となっているということで、その場合にはIT技術などを適切に駆使して、遠隔地でも受講が可能なコースを作るとか、場合によってはマンツーマンに近い形でボランティアなどを派遣するといった取組も行われているようです。

3点目ですが、受講者の動機付けに関しては、罰則よりも、期限内に一定の成績を上げた場合には特典を与えるなどのポジティブな動機付けが有効であることが書かれていました。こちらはフランス、イタリアなど欧州諸国では、近年、永住や帰化等の要件に、あるいは一般的な在留資格、家族移民、配偶者ビザとかを取得する際に、語学要件を高く課したりして、その場合、ない場合には出さないといった罰則的な措置が取られるようになってきている向きもありますが、こうした罰則的なものは社会的な分断を高めることが指摘されています。

4点目ですが、就労との関係で、語学学習は重要ではあるが、それによって長期間就労しない状態を招いてしまい、結果的に失業を長期化、失業状態のロックインを引き起こさないように気を付けなければいけないことが書かれていました。こちらは特に女性向けのコースの設置のところにも書かれていましたが、例えば「女性向け」「ママさんコース」のような形で実施した場合、それがあある種のジェンダーロールを強化してしまい、結果的に就労に対するディスインセンティブに働く可能性があることも書かれていました。もちろんチャイルドケア等の措置は非常に重要ですが、そういった形でクラス分けによって一定のメッセージを出してしまうことで、失業状態つまり労働市場から退出した状態を長期化させることは避けるべきであることが書かれていました。

5点目ですが、一旦コースからドロップアウトした場合でもやり直せるチャンスを与えることが重要であることが書かれていました。

6点目ですが、こちらは求職活動や仕事の役に立つという具体的なニーズへの対応、それに役立つという見込みが立つことがやはり学習者の動機付けに大きく貢献する。また、その学習のメリットを様々な形で広報することも重要であることが強調されていました。

続きまして7点目ですが、基礎コースは無料とするのが望ましいが、より高度なコースの受講に当たっては、よい成績を上げた場合に受講料の一部を返金するデポジットシステム、あるいは受講料を支払うための低金利でのローンの貸付けといったことも考えられるだろうということが書いてありました。特にデポジットコースについては、ドイツでも先ほど申し上げたように2年以内に条件に達した場合の返金、こちらはオーストリアやデンマークなどでも行われているということです。

ただ、その際スローラーナーへの配慮が大事だということも書いてありまして、特に教育提供者の側に、生徒が一定の成績を上げた場合により多く補助金を出すといった動機付けをする場合には、スローラーナーが排除されたり取り残されないように気を付ける必要があることも書かれていたところでした。

続きまして8番目ですが、職業訓練との接続。こちらはどのOECD加盟国においても非常に難易度が高いことが書かれていました。それはやはり職種ごとの違いも大きいですし、内容も非常に専門的になるためです。大きく四つの対応があると書かれていて、まず1点目としては特定の職種に特化した訓練。医療職や介護職はそれに該当すると思います。2番目としては、これは主に職安のようなどころで行われることが多いですが、採用面接に特化した訓練。また三つ目は、特定の事業者と連携したオン・ザ・ジョブ・トレーニング(OJT)型の研修。四つ目としては、そのほかの様々なスキルの習得等も含めた積極的労働政策、及び職業紹介との連携という、包括的なプログラムといったことが書かれています。この点については、ドイツが職業における言語訓練については随分いろいろな取組をしているそうです。料金については受講者負担とする部分があってもよいことが書かれています。

9点目、こちらは地域における日本語教育とも非常に関連があるところですが、NGOやローカルコミュニティとの連携が重要ということです。報告書中でも、全ての言語教育が専門のプロの語学教師によってのみ賄われることは非常に難しいので、ボランティア、language buddyという言葉を書いています。ボランティアがマンツーマンで会話の練習をする、それがただの会話の練習ではなく、様々なイベントや文化交流といったものとセットで提供されることも統合の促進に貢献することが書かれていました。

10点目です。しかしながら、こうした多くのステークホルダー、国、地方自治体、NGOやそのほかボランティア、多くのステークホルダーが巻き込まれる、関与する場合、やはりそのステークホルダー間の調整がなければ非効率になるということが書かれています。このため、国やそれに準ずる中央機関は、カリキュラムや教師の資格、訓練提供者の要件、試験評価制度などについては統一的な基準を設けるべきであるということが書かれていました。

それに当たっては、水準の異なる地方自治体間の調整や、全体調整を行う中央機関及び中央政府による基準の設定が必要とされているということです。

最後に、プログラムの評価に当たっては、冒頭に申し上げたとおり、単に語学の達成度を図るだけではなく、労働市場への統合など、より上位のアウトカム指標を設定し、評価していく。また評価に当たっては独立した専門機関が当たることが望ましいことも書かれていました。

簡単ですが、以上、報告となります。ありがとうございます。

○浜田主査

是川委員、本当にありがとうございました。

前半のお話では、諸外国と比べまして、日本の言語政策上の日本語教育の位置付けはかなり異なっていると改めて感じたわけですが、特に最後としておまとめくださいました12のポイントは、この報告書を含めまして、この先の日本国内の日本語教育を検討する上で非常に重要な示唆になるのではないかと感じました。

それでは委員の皆様から御質問をお受けしたいと思います。また、先ほどの御発表を受けまして、現在検討中の報告案について改善・修正が必要な点などでも構いませんので、御発言をお願いしたいと思います。御発言のおありの方は、恐れ入りますが挙手ボタンを押していただければと思います。

松岡委員、それから永田委員、村田委員の順番でお願いいたします。

○松岡委員

報告書を読み込んでいないので、書かれているのかもしれないのですが、語学の学習期間と生活・就労の時間のバランスの取り方について、何か工夫された事例を御存じかというのが一点。

もう一つ、最後のスライドに調整役の要件が重要だと書かれているのですが、この辺りのことについて何か具体的な情報があれば教えていただきたいと思います。

○是川委員

ありがとうございます。1点目の生活・労働時間、学習時間のバランスということについて、こちらは具体的な時間のもちろんタイムテーブルまでは載っていませんが、重要な点として指摘されているのが、イブニングクラスを設けるということです。場所としてどこかに集まると大変なので、なるべく職場、生活の場に近いところでコースを開催するといった形での工夫が幾つか事例として載っていました。その際も正式な教室とするだけではなくて、例えばボランティアを派遣して、アドホックな形で近くの例えば公共施設などを使ってコースを開くといった取組も事例として紹介されていたところです。

2点目。これは10点目のところ、ステークホルダー間の調整に挙げているものになりますが、

カリキュラム、教師の資格、訓練提供者の要件、試験制度などに関するルール設定、基準設定が必要になることが書かれておりまして、その例として、ワンストップセンターのような形で制度を設計している国について事例が掲げられたりしているところです。

○松岡委員

特に訓練提供者の要件について興味があるのですが、以前ドイツに伺ったときに、なかなか難しいので、結局経験者に訓練をお願いしたりすることが多く、問題であると伺ったことがあるのです。これについて何か言及があればお話しいただければと思います。

○是川委員

そうですね、正にその点について書かれていました。例えば資格を作っても、資格が厳格過ぎて、結局それが訓練提供者の不足につながるということが書かれていたり、逆に緩和し過ぎて質が保てない問題もあることも書かれていました。どうすればいいのかということに関して具体的な言及はなかったのですが、松岡委員がおっしゃったように、経験者、既にいる有資格者がそうでない人を即席で訓練する、あるいは自学用の教材を提供して、なるべく自分で勉強してもらった人にアソシエータ的な、補助的な役割をしてもらおうといったことは書かれておりました。こうすればいいというような明確なベストプラクティスのようなものは書かれていなかったように思います。

○松岡委員

ありがとうございました。

○浜田主査

永田委員、お願いいたします。

○永田委員

本当に貴重なお話をありがとうございました。いろいろと考えさせられる内容でした。

先ほどの松岡委員のお話でも半分ぐらい私の疑問も解決したのかもしれませんが、一番印象的だったのが、予算額の規模が全然違うという点が印象的です。個人的には人件費が一番掛かるのかと思います。要するに語学教師の待遇で、例えば予算額について、語学訓練に関わる教師に対する予算の規模について、もし御存じでしたらお分かりの範囲で教えていただければと思います。

○是川委員

予算額については内訳までは載っておりませんので、申し訳ありませんが、私もそれ以上は分かりません。ただ、このOECDの報告書を執筆した方とは知り合いですので、全ての国については難しいかもしれませんが、例えばドイツとか主要な国について、人件費の部分はどれぐらいか、内訳について追加で確認することは出来るかもしれないと思います。

○永田委員

ありがとうございます。もしいつか分かりましたら、教えていただけると有難いです。

○是川委員

この会議の後、メールして聞いてみます。

○浜田主査

貴重な情報をありがとうございます。では村田委員、お願いいたします。

○村田委員

貴重な御報告をありがとうございました。お伺いしたいのは、国の方で受講が必要だと考えている人に対してどれくらいの方が実際に受講しているのか、受講率のようなデータがあるのかということと、受講が必要だと考えられているが受講しない人に対してどのような働きかけをしているのか、そういう取組の事例があれば教えていただければと思います。よろしく願いいたします。

○是川委員

受講率のデータは掲載されていないのですが、コースの完了率については記載があったかと思えます。今ぱっと出てこないのですが、たしかインセンティブを適切に施した場合でも半分ぐらいしか完了しない感じだったと思います。正確に即答できなくて申し訳ありません。

○浜田主査

受けるべき対象の方、ドロップアウトのことも含めて、先ほどのお話の中にも幾つかありましたが、具体的にどのように勧奨しているかという点について、何か情報がございますか。

○是川委員

それについては先ほど御紹介したような形で大体全部かと思えます。ただし、受講に関してなるべく具体的なメリットが分かる広報をする、あるいはコースが修了できた場合にはポジティブなインセンティブを与えるといったことだと思えます。

○村田委員

ありがとうございます。

○浜田主査

それでは続きまして仙田委員、札幌委員の順でお願いしたいと思います。仙田委員、お願いいたします。

○仙田委員

貴重な御報告をありがとうございました。1点確認と1点質問させていただきたいことがございます。まず、最初の方の表で語学訓練への参加資格というスライドがあったと思うのですが、こちらで参考として挙げられた日本における語学訓練というものは、いわゆる市民ベースのボランティア日本語教室のようなものなのでしょうか。

○是川委員

こちらは日本のどのデータをどう評価したのかということまでは分からないのですが、恐らくそういったものも含んでいるのではないかと思います。

○仙田委員

ありがとうございます。それともう一点、質問です。先ほど松岡委員もおっしゃっていた調整役にも関わってくると思いますが、国よりもむしろ地方公共団体がどちらかという主体的に語学訓練を実施している場合、行政のセクションは例えばどういった性格が強い部局が担っているのでしょうか。例えば移民局のような部局がある国の場合はそういった部局だと思うのですが、例えば教育部門とつながりが深いような部署なのか、あるいは労働部門とつながりが深いような部門なのか、そういったそれぞれの国の状況がもしお分かりになりましたら教えていただけますでしょうか。

○是川委員

ありがとうございます。こちらは一覧の形で整理されているのですが、内務省系の部署が所管しているケースが多いように思います。その次が労働省系、内務省、労働省で、一部は文科省のような教育を担う省が担当しているケースもあると思います。ドイツの場合はBAMFという、Federal Office for Migration and Refugees、これは労働省の一セクションに、内務省も一部関わっているようですが、そのような組織がある場合はそういう機関・組織が見ているようです。実際見ていくと、そこまで設置しているところは意外と少なく、内務省、労働省、文科省、そういった形で所管している状況があるようです。

また、確かに今OECD諸国でも語学教育は地方への権限移譲が進んでいるようで、ディセントラリゼーションが進んでいると書かれておりまして、そういう中で、自治体間、レベルが違う県や市のような自治体間での調整が難しくなっていることは指摘されていました。

○仙田委員

ありがとうございました。

○浜田主査

それでは札幌委員、お願いいたします。

○札幌委員

とても参考になるお話をありがとうございました。私のお尋ねしたいことは二つあります。一つ目は、実際にこういう語学訓練をしている組織のアイデンティティ、それが国の直轄の位置付けの組織なのか、それとも外部の第三セクターのような位置付けなのか、どういうアイデンティティを持った組織がこういう活動を担っているのかというのが一つ目のお尋ねです。

二つ目は、先ほど12番のインプリケーションのお話にありました、最後のプログラム評価については独立の機関が担当するのがよいなどのお話があったかと思うのですが、ここについてもう少し情報を頂けるとありがたいです。よろしくお願いします。

○是川委員

最初の活動の担い手ですが、多くの国について書かれているため、詳細は分かりませんが、直轄でやっているケースはさほど多くないという印象を受けました。やはり地方自治体だけではなく、更にNGOとかボランティア団体、あとはプロバイダーに関しては民間の語学学校も想定されているようで、そこに補助金を出すといった形で書かれておりました。ですから、地方自治体が直営で日本語教育を実施することは難しいという認識が強いように思います。

最後に評価機関に関してですが、政治的な意味でというよりここで強調されているのはきちんと語学教育のプロと多文化理解のプロの二つのプロフェッショナルがしっかり見ていく必要があるということです。要するに単に行政的にコストカットの対象になるような形での評価はよくないとされ、スペシャリストが関わるようなプログラム評価が必要であり、そういう趣旨で独立した評価機関の必要性ということが言われてきていると思います。

○札幌委員

分かりました。ありがとうございました。

○浜田主査

続きまして近藤委員、戸田委員、島田委員の順でお願いしたいと思います。近藤委員、お願いし

ます。

○近藤委員

貴重な御報告をありがとうございました。一つ細かい質問ですが、母親のための日本語教室というものを、私は90年代の時にドイツに住んでいたり視察をしたりということがございまして、その時からもう始められていて印象に残っています。先ほどジェンダーロールに影響するという御発言がありました。保護者のための教室という観点では、労働市場に出るのが遅くなるという御発言があったのですが、子育てをする場合特に外国で育てるのは一層大変なことということは既に分かっていることであり、その観点から、保護者のための言語教室はどのぐらい積極的にされているのか、国によって違うと思うのですが、教えていただけないでしょうか。

○是川委員

この報告書では、子育てに特化というより、子育て中やほかのケアの責任を負っている人でも参加できるように、チャイルドケアのシッティングのサービスがあるかどうかということで整理されていました。実際、海外における子育てという、母親・父親クラスまで行われているかということについての情報はございませんでした。

一方で、ジェンダーロールについては私もこの報告書を見て非常に興味を引かれたところです。確かに何回読み直しても日本的な文脈だと理解するために時間を要する上、よく調べないと分からないと思いますが、恐らく書かれていることを見ると、同じクラス受講者の同質性は、結局ある種の期待や役割を強化する可能性がある。そことジェンダーロールは強く関わっていて、やはり移民、特に難民の場合は女性が言葉も出来なくて、難民の場合は全般的に学歴等も低くなっていくので、労働を中心とした様々な社会生活からどうしても離れていってしまうと指摘されています。そのクラスに参加する受講者もみんな同じような環境にしてしまうと、そこから関係性も発展していきにくいということを言っているのかなと思いました。

こちらの要約の方には書かれていませんが、受講者の語学能力を高めることの重要性についても言及されていたのですが、そこで特に強調されていたのが識字、文字が書けない・読めない人。そもそも外国語という以前に、母国語でも文字が読めない人に対してどう教えるかと。実はそこに関してかなり追加的な取組がされているという話もありました。ですので、そういう特別なニーズがある人に対して見ていくときに、それが女性、特に難民の女性で子供を育てている人ということとオーバーラップするのかなと思った次第です。

お答えになっていないかもしれませんが、報告書から読み取れるのはそういうことです。

○近藤委員

日本で子育てをしていく際、小さい子供だけではなく中学・高校になってもコミュニケーションの問題、バイリンガルの問題、セミリンガルの問題など、いろいろありますよね。日本でこれを援用していく場合は、学校との連携など多角的に考慮が必要だろうと思いました。ありがとうございます。

○浜田主査

では戸田委員、お願いいたします。

○戸田委員

大変貴重な御発表をありがとうございました。私からは、就労と語学教育ということで、企業側の意識や協力、またキャリア形成につながる語学教育をどう考えるのかという点について、この報告書では何か書かれているのでしょうか。教えていただけたらと思います。お願いいたします。

○是川委員

職業訓練と語学教育の関係についてはページを割いて何度も強調されて書かれております。ただ、実際に企業との協力ということについては、まだ道半ばというか、あまりうまくいったケースはないことが書かれていました。個別の企業と組んでOJTをする際に一定の補助金を出すといった取組は、先ほどドイツの例で御紹介したところですが、例えば企業から広く分担金のようなものを集めて何かをすることといったところまでは進められていないことがあるようです。

○戸田委員

ありがとうございました。

○浜田主査

では島田委員、お願いいたします。

○島田副主査

是川委員、ありがとうございます。12のレッスンを提示する中で、その中から最初に五つに絞ってくださってお話いただいたところも分かりやすかったのですが、一つコメントで、一つ質問です。

コメントは、先ほどおっしゃった、クラスの高質性を高めることが集団のカテゴリー化を強化してしまうという御発言が非常に印象に残りました。今後、「日本語教育の参照枠」を活用したモデルカリキュラムやコースを就労・留学・生活というところで提示していく上で、よかれと思って例えばチャイルドケアのサービスのあるコースを提供しましょう、就労者の方に適切な時間帯を設定しましょうと、私たちが知らず知らずによかれと思ってやっていることが、集団間の高質性を高めたい、その集団の社会的な機会を損ねてしまうことにつながらないように気を付けなければいけないということが印象に残りました。

もう一つは、12個のレッスンの12番目の評価ですが、プログラムの評価に当たって、語学のレベルを図るだけではなくて、ここでは労働市場への統合ということが具体例として挙げられました。この報告書の中で労働市場への統合が明確に述べられているところもすごいと思ったのですが、より上位のアウトカムの指標を設定すべきといったところに、労働市場への統合だけではなくて、例えばウェルビーイング、社会での幸福感や、個人の方は自己肯定感、あるいは地域の日本語教育の在り方などを考えていく上で、地方自治体がどういうまちづくりをしたいのか、まちとしてどういったゴールを設定するのか、そういったアウトカムの指標のようなものは、果たしてこの報告書の中に労働市場への統合以外に何か例示されたものがあるのでしょうか。御質問したい点として挙げさせていただきます。よろしく申し上げます。

○是川委員

コメントもどうもありがとうございます。私も報告書の中で一番考えさせられました。その際に、ニーズに応えることと、不用意なカテゴリー化とその固定化を避けることを区別する必要があるのかなと思いました。この報告書でも個別具体的なニーズに応えるという要請は再三強調されていたのですが、それがあがる種のカテゴリー化につながるような形で提供するのは注意深くあらねばならないということかなと思いました。チャイルドケアのシッティングのニーズに応えることはもちろん重要ですが、その際に、入り口を例えば女性限定にしてしまうことで出来るカテゴリー化による思わぬ意図せざる結果といったことは注意深くやっていく必要はあるのかなと思った次第です。どうもありがとうございます。

2点目のウェルビーイング。私もこの労働市場への統合というのが非常に上位のベンチマークとして強調されていたことに強く印象を受けました。やはりそれ以外のアウトカムについてはあり得

るのだと思いますが、具体的には挙げられていませんでした。ただ、やはりウェルビーイングや自己肯定感に関する指標を設定していくことは十分あるのではないかと思います。

OECD諸国で見えていきますと、言語教育はどうしても人道移民に対するウェイトが大きいようで、識字能力がない、文字が読み書きできない人がかなりいる指摘もその例だと思います。最初のファーストステップとして労働市場が出てきたのかなという印象を持っています。

○島田副主査

ありがとうございます。

○浜田主査

続きまして西村委員、長山委員に御質問をお願いしたいと思います。大変申し訳ありませんが、時間の関係で、今お手を挙げてくださっているそのお二方で一旦切らせていただきたいと思います。では西村委員、お願いいたします。

○西村委員

デポジットシステムに関してスローラーナーが排除されないような配慮が必要だというお話があったと思うのですが、ここで取り上げられているそのスローラーナーというものはどの辺が起因になっているか。識字率のお話なども出ていますが、その辺りをお聞かせいただけるとありがたいです。

○是川委員

ありがとうございます。報告書中で言及されていたのは、スローラーナーはもともと例えば学歴が低いなど教育的な資質、あとはこれも難民が多いというOECD諸国の一般的な事情がありますが、病気だったり、耐え難いトラウマを抱えていたり、学習に前向きになれない特殊な事情を抱えている人もたくさんいます。語学訓練での欠席者について調査したデンマークの事例が書かれていたと思いますが、その多くが何らかの参加できない、やむを得ない事情がある人がドロップアウトしていたような結果も出ていたそうです。スローラーナーは、そういう背景にある多様な困難をきちんと見ていく必要があるということなのだろうと読み取りました。

○西村委員

日本語学校で教えている機会が多い私にとっては、例えば漢字圏・非漢字圏など、そういう言語間の距離のところなのかなと想像しながら聞いていたのですが、それ以外に、今お話しいただいたような非常に複雑な背景があることは大変参考になりました。どうもありがとうございました。

○是川委員

実際、漢字圏に相当する、これでもアルファベット語圏なのか、アルファベットを使う母語なのかということも書かれていましたので、そういった言語間の距離も重要なことだと思います。

○浜田主査

では長山委員、お願いいたします。

○長山委員

質問ではなく、コメントです。お話は、我々がやらせていただいている厚生労働省の外国人就労定着支援研修の現場の話にかなり近い話が多くて、非常に興味深く伺わせていただきました。

1点目が、生活と就労のバランス、働きながら学ぶことをどう担保するかというところで、時間

の話もあって、我々も悩みどころで、なるべく夜間コースを作るようにもしているのですが、一方で、テンポラリーで働くというのは夜勤の仕事も多く、働きながら学ぶことを考えると、夜間コースと同時に午前コースも重要になってきます。午後のコースは働かないで学ぶ人が多いため、コースは夜間と午前中なのかということをお話から考えました。

それから職業訓練への接続についても、我々もかつてはかなり長いコースを実施し職業訓練につなげようとしていたのですが、相当長くやらないと職業訓練には結びつかないのですね。逆に長くすればするほど受講希望者が減ったり、最後まで続ける人が出なくなるという問題があって、両方を満足させるのが非常に難しいと日本の現場でも感じている次第です。

最後にジェンダーロールとカテゴリー化のところですが、我々は避難民支援を行っていき、識字率とともに宗教・文化への配慮が重要なポイントになってくるように思います。宗教や文化によっては、女性を外で働かせることに関して大きな抵抗があることもあります。でも、それで認めてしまうかということ、何かしらアプローチしないとひきこもりになってしまうので、男性でも女性でも識字が出来ない人向け、生活中心に学びたい人向け、働く人向けというバラエティーのあるクラス設定が必要なのではないかとお話を伺って考えました。ありがとうございました。

○浜田主査

まだまだお尋ねしたいことはあるのですが、時間の関係で一旦ここで切らせていただきたいと思います。御質問くださった委員の皆様、そして何よりも話題提供してくださいました是川委員、本当にありがとうございました。

○是川委員

どうもありがとうございました。

○浜田主査

次に「地域における日本語教育の在り方について（報告案）」の検討でございます。前回の審議及びその後、委員の皆様からお寄せくださった意見を基に修正を致しまして、今回、報告案として資料2を作成いただいております。この報告は今後11月の国語分科会に報告として取りまとめを目指しております。本小委員会では、本日とそれから次回の残り2回で審議を行うこととなっております。

これまでの審議を受けて、中身も充実してきたと私も感じておりますが、更なる改善・検討を要する点がありましたら、是非とも具体的な御意見を頂ければと思います。

事務局から配布資料2の説明をお願いしたいと思います。

○増田日本語教育調査官

配布資料2「地域における日本語教育の在り方について（報告案）」の変更点を中心に御説明いたします。まず1枚おめくりいただきまして「はじめに」ですが、前回御指摘を受けまして、最初の一文中「本報告は外国人材の受入れが全国的に進む中、国及び地方公共団体が関係機関と連携して推進する日本語教育施策を整備・」を「強化」ではなく「充実」と言葉を変えております。

続いて2パラグラフ目には、「検討の経緯」に書かせていただいております。実際の在留する外国人の状況、日本語学習者の状況と数値的なものを持ってきております。

1ページ「検討の経緯」ですが、2パラグラフ目ですが、総合的対応策に関連して「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」も示されておりますので、ここで記載させていただいて、日本語教育が重点項目とされている点についても言及いたしております。

続きまして、18ページを御覧ください。日本語教育に関する調査の二つ目の丸に、日本語能力が低いと言及されていた点について文章を改訂しております。在留外国人の国籍・地域別の日本語

能力について入管庁が「在留外国人に対する基礎調査」で調べたものですが、「近年増加傾向にある非漢字圏の出身者については『話す・聞く』『読む』いずれも、いわゆる漢字圏の出身者と比較し、低い傾向が見られた」ということについて文言を直しております。

続きまして21ページを御覧ください。こちらは地方公共団体における日本語教育に関する基本計画の策定について書かれたものでございます。21ページの一番上には、自治体が日本語教育に関する基本方針や計画を策定する際に課題として挙げていただいているものがありました。更なるお声をお寄せいただきましたので、何点か追記しております。上から三つ目のポツですが、「都道府県として作成しているが、個別の市区町村においても作成する必要があるのか。一律に市区町村で個別に方針を作成するのは難しいため、多様な形態を認めることがのぞましい」とあるとか、四つ目、「都道府県が作成する方針では、すべての市区町村の実情をきめ細かく踏まえることは困難である」とあるとか、5点目、「市区町村ごとの日本語教育の地域差、偏在が生じるのではないか」、こういったお声を課題として挙げさせていただいております。

続きまして33ページは長山委員から御指摘を頂きました。二つ目の丸ですが、地域における日本語教育を考える際、地域だけ、生活者だけではなく、「生活者の中に就労者や留学生、難民など多様な背景を持つ者が含まれることを念頭に置く必要がある。そして、地域における日本語教育の課題は、生活以外の分野の日本語教育の課題と共通する点がある」ことを明記させていただいております。

35ページを御覧ください。第3章「地域における日本語教育の基本的な考え方」としまして、(1) 地域における日本語教育施策の方向性について、基本的な方針の策定について掲げられたページでございます。地域日本語教育推進室長の中村より、少し先生方に御説明させていただきたいと思っております。お願いします。

○中村地域日本語教育推進室長

地域日本語教育推進室長の中村でございます。日本語教育に関する基本計画の策定に関しまして、お手元でございます2枚物の資料、オレンジ色の、地方分権改革における計画策定等の見直しの資料をまず御覧いただければと思います。委員の机上配布ということで配布させていただいており、内閣府の地方分権改革推進会議の資料になります。

令和3年度地方からの提案等に対する対応方針ということで、地方公共団体に対しては一定の方式による計画の策定等を求める手法を用いた国の働きかけの在り方については、地方の自主性及び自立性を高めるための検討を引き続き行うということで書かれております。それを踏まえまして、地方の自主性・自立性を高める観点から見直しを要請すべきであるということで、こうした法律あるいはその政省令に基づいて計画の策定等を求めるもののうち、地方に求めるものに関しては、現在、内閣府の地方分権改革有識者会議において見直しが行われております。

この見直しに際しましては、矢印の二つ流れがございますが、地方としてこれを見直してほしいというものに加え、各府省の所管しておる法令に関しましても一斉に見直しをかけるということで、法律では約500、政省令では200に関して見直しの対象になっておる状況でございます。

内閣府の地方分権の有識者会議と文化庁でヒアリング等を通じてやり取りをしておりますが、日本語教育の推進に関する地方公共団体の基本的な方針に関しても、地方公共団体からの提案がありました。1枚物の通番30「令和4年地方分権改革に関する提案募集」に関して御覧いただければと思います。

提案団体として広島県、宮城県、全国知事会、中国地方知事会から、日本語教育推進に関する地方公共団体の基本的な方針の廃止という提案として上がってきた状況でございます。求める措置の具体的な内容といたしまして、日本語教育推進に関する地方公共団体の基本的な方針の策定を法律で求めないこと。また、県が方針を定めることで市町が方針を定める必要がなくなることを求めるということで、具体的な支障事例等として負担軽減等についても求めておる状況になっております。

加えまして追加共同提案として仙台市、豊橋市、岡山県、宮崎県から、日本語教育について何らかの方針を定めることは必要であるとするが、日本語教育に関する個別の方針の策定でなくとも、上位計画での位置付けも可とすることが望ましいと考える、ということ等が提案されております。

文化庁といたしましては、日本語教育推進法あるいはその基本方針についてまだ策定したばかりということで、地方公共団体における体制の整備を含めまして、まだまだこれからという状況でございますので、地方公共団体における基本的な方針の策定の努力義務に関して、法律等を見直しまして廃止することに関してはかなり難しいということは、内閣府にお伝えしております。

一方で、提案の内容でございますような、より実効性のある形で、柔軟な形で地方が方針を策定することに関しましては、負担軽減を図る観点から積極的に進めていくことは重要だと考えております。

こうした議論に関しまして先生方に本日御説明申し上げるとともに、これに対応した形での記述に関して厚く書いてございますので、御意見を頂ければと思っております。よろしくお願い申し上げます。

○増田日本語教育調査官

配布資料2の35ページにお戻りください。こちらの上から四つ目の丸、これまで御提言いただいておりますのが、今申し上げました「推進法の理念に則り、地域日本語教育を社会全体で捉えていくことが重要である。そのためには、これまでの様々な取組を踏まえつつ、施策の推進に地域差が生じ広がってしまわないよう、早急に地域の実情に応じた各地で日本語教育の推進に関する基本方針及び基本計画が策定されることが望まれる」という部分です。更に、「国には地方公共団体による基本方針・基本計画の策定が円滑に行われるよう一層の支援が求められる」ということも頂いております。

それを受けて、この下にもう一つ新たな丸を追加しております。「日本語教育の推進に関する基本方針を策定する際には、各自治体が地域ごとの実情に応じて、次のような柔軟な対応をとることが考えられる」としまして、3点挙げております。

一つ目は「『多文化共生の推進に係る指針・計画』、いわゆる推進プラン等、総合的な関連する計画と一体的に整備する。または、改定時に日本語教育に関する事項を新たに追加する」ことも可能としています。二つ目、「都道府県と市区町村、あるいは複数の市区町村が連携・協力し、一つの方針を策定する」、こういうこともあり得ると思います。三つ目「都道府県において、市区町村の実情も踏まえた域内における地方の方針を定め、市区町村がこれに基づいて施策を実施する」。このような三つを追記させていただいております。これについて、後ほど御意見がありましたら頂ければと思っております。

また、36ページ以降には、基本方針を策定された自治体の事例を挙げております。

38ページ、②地域における日本語教育の質の向上につきまして、仙田委員から初期支援のみならず、一度離れても再び学習に戻ったり、レベルに応じて自由に途中から参加できるといった視点を盛り込むことが必要とご意見いただき、一つ目の丸「しかし、これからは、地域に在住する外国人が自立した言語使用者として生活していく上で必要となる日本語能力を身に付けるため、継続的に学習していける環境整備が求められている。出産や子育て、就労を契機に日本語学習を再開する者が多いことから、最低限の時間の初期段階の支援ではなく、レベルに応じて学習に参加できる体制を構築することが大切である」のように文言を改めております。これで十分か、検討いただければと思っております。

続きまして47ページを御覧ください。こちらは(2)地域における日本語教育の実施主体として自治体の役割が挙げられておりますが、ここで国の役割、都道府県の役割、市区町村の役割といった役割の整理が、これまでは50ページに示されている概念図のみ掲載させておりましたが、概念図だけではなく、きちんと文章に開いて記載することで、今回48ページ、49ページにかけて、

それぞれの役割を明示的に文章化しております。

52ページは対象となる学習者について記載しております。上から四つ目の丸ですが、ここには生活者としての外国人のための日本語教育の教室が学習の入り口となる可能性があることこれまで書かせていただいておりますが、それだけではないというご指摘を踏まえて、「地域における日本語教室には、初めて日本語を学ぶ外国人だけでなく、既に就労のための日本語を学んだ後に来日し生活のための日本語を学ぶ者や、自然習得で日本語会話だけを耳から覚えたものの読み書きが出来ない者、出産や育児で学習の中断を余儀なくされ再び学び直しを希望する者、既にかんりの日本語能力を持ち個別具体のニーズへの対応を希望する者など、多様な背景、日本語レベルを持つ学習者が集まる。多様な背景・ニーズを持つ者が対象となることへの理解が不可欠であると同時に、日本語教室を設置する際には、開設するコースの目的や内容、対象範囲を明確にし、学習希望者に示すことも必要である」ことを書いております。こういった内容をこの対象となる学習者のところに記載するのが適切かどうか、また先ほどは川委員の御発表にもありましたが、スローラーナーへの配慮などといったことが十分書き込まれたのかどうか、この観点でも御意見を頂ければと思っております。

57ページになります。一番下の丸で、教育内容についても、途中で入ってくる方たちがいることを踏まえて、「地域日本語教育コーディネーターには、日本語能力を測定するためのプレイスメントテストを作成・実施し、レベルに応じた教育内容のクラスで学べるよう、コース運営・管理を行う」ことが必要といったことを盛り込んでおります。

58ページ、教育方法ですが、オンデマンドといった用語を明示的に盛り込む必要があるのではないかと御意見を頂いております。下から二つ目の丸ですが、多様な選択肢があることを示し、地域日本語教育コーディネーターと十分検討する必要がある。こちらは永田委員からのコメントを盛り込ませていただいております。また、「インターネット上の学習コンテンツなどオンデマンドを活用した自学自習を組み合わせた柔軟な学習を想定することもある」ということで、オンデマンドを盛り込んでおります。

一番下、オンデマンドで日本語を学ぶ場合、日本語教師による定期的な学習状況の確認を行うことで効果を高められるという西村委員からの御指摘ですが、日本語教師の対面での指導を行うだけではない役割についても言及しております。

続きまして61ページ一番上です。戸田委員からの御指摘を踏まえ、「日本語教育の初期段階の支援においては、言語教育の効果に鑑み、一定期間はまとまった時間数を、まとまった期間に受講できるような実施体制を整えることが望ましい」と書かせていただいております。

それから64ページ。日本語教育プログラムの点検評価について札幌委員から御指摘を頂いたところでございます。下から二つ目、日本語教育プログラム評価の実施に当たっては、チェックリストによる点検を毎年行い、数年置きに全体を見直すための評価を行うなど周期をもって取り組む、そういった実施方法を工夫することが出来るといったことを追記しております。

76ページ、そして87、88ページに事例を挙げておりますが、事例の中身が不明確であったため今回具体的に書かせていただいております。76ページには、しまね国際センターのCandoをベースにしたカリキュラムの事例を「手引」から引用しております。87ページ、88ページも同じく「手引」から、可児市国際交流協会のポートフォリオ、それからコミュニカ学院のCandoをベースにしたポートフォリオの評価の事例、こういったものを挙げさせていただきました。

また、最後ですが90ページに、「にほんご チェック！」という学習者のための日本語能力評価支援ツールも新たに完成いたしましたので、この情報も追加して記載しております。

事務局からの資料説明は以上となります。本日、是川委員からの御指摘を踏まえて、もう少し加筆しなければならない点が見えてきたようにも思いますので、御指摘いただければと思います。よろしくお願いたします。

○浜田主査

ありがとうございます。委員の皆様からの御提言に基づきまして、かなりいろいろな修正を加えてくださったということでございます。

報告書について部分に分けて御意見を承りたいと思います。まず、「はじめに」と「1、検討の経緯」の部分でございます。報告書の位置付けあるいは主な対象となる読み手が明確になるように、「はじめに」で記載してはどうかという御提案を受けて、今回、分けて記載をされたということでございます。内容も含めまして、この「はじめに」と「検討の経緯」について御意見を承りたいと思います。いかがでしょうか。では近藤委員、お願いいたします。

○近藤委員

細かい点なのですが、1の「検討の経緯」に様々な政府方針や調査が引用されていますので、リンクを張っていただくなど、脚注でも参考資料でもいいのですが、そういうことをしていただければ読みやすいのではないかと思います。ほかのところでも、2の「現状と課題」でも同じようなことがありますので、もし可能でしたらリンクを付けていただけると大変ありがたいです。

○浜田主査

御提案ありがとうございます。では事務局で御検討いただければと思います。

そのほかよろしいでしょうか。第2章「地域における日本語教育の現状と課題」に移りたいと思います。課題が十分に書き切れているか、また、更なるデータの追加が必要かどうか、御意見を願いたいと思います。いかがでしょうか。戸田委員、お願いいたします。

○戸田委員

4ページの円グラフで、丸の二つ目、「国籍では」から始まる国籍・地域別のグラフの記述ですが、2行目に「こうした非漢字圏の日本語学習者の増加が顕著になっている」と書いてあります。本当にこれはそのとおりだと思うのですが、その顕著のところをもう少し明確にするために、例えば10年前の数字と比較するなどといった、顕著がもう少し明確になるような記述をお願いしたいと思います。

○浜田主査

御提言ありがとうございます。実際には国籍のデータしか分からないので、母語のデータがどれくらい正確かは難しいところではありますが、御検討いただければと思います。

そのほかいかがでしょうか。仙田委員、お願いいたします。

○仙田委員

21ページですが、読んだときにすっと入ってこなかったところがありました。「一律に市区町村で個別に方針を作成するのは難しいため」とあるのですが、この「一律に」の後にすぐに「個別に」というところが出てきて、これはどういう意味合いなのか、少し御説明いただけるとありがたいです。

○浜田主査

事務局で御回答をお願いできますか。

○増田日本語教育調査官

こちらは分かりにくい文章であったかもしれません。全ての市区町村が一律に個別に方針を作るという意味で恐らく書かれていると思います。例えば、方針を策定している市区町村と策定してい

ない市区町村、もしくは二、三で一緒に作るといったようなことが個別に起きているわけですが、全ての市区町村が個別に方針を策定するということが負担であり、もう少し柔軟に出来ないかという御指摘だと思っております。そういうことが分かるような文章に修正したいと思います。ありがとうございます。

○仙田委員

よろしく申し上げます。

○浜田主査

戸田委員、お手が挙がっていますが、何か追加でございますか。

○戸田委員

先ほどの非漢字圏と漢字圏ということに関しまして、18ページの追記の部分について、意見です。確かに先回の会議で私が非漢字圏の学習者は習得に時間が掛かるということでお話ししたかと思うのですが、後ろの方にも文字の扱いのところにその配慮について記述があります。ここで、能力が低いという調査結果である一方で、この調査の内容を見てみますと、やはり調査対象が技能実習生であることも考えると、日本語教育の機会が十分でないことも考えられるので、これを書くことがいいのかどうかということが少し疑問に思いましたが、事務局の意図としてはどのようなことがありましたでしょうか。

○浜田主査

事務局で御回答をお願いしてもよろしいでしょうか。御指摘のあった箇所が18ページの二つ目の丸のところでしょうか。

○増田日本語教育調査官

事務局からお答えします。ここに書いてあるのは、参考資料2「日本語教育関係 参考データ集」にある、入管庁による「在留外国人に対する基礎調査」のデータから引いて掲載しているものです。意図としては、学習機会が十分ないことももちろんですが、漢字圏に比べて、非漢字圏の学習者が読む・書くだけではなく、話す・聞く能力に関しても低い傾向にあること。そして日本語能力が低い方ほど生活環境全般の満足度が低いのです。つまり、きちんと日本語教育機会が行き届かないことにより、日本語能力が低いままとなり生活の満足度が上がっていかないところに大きな差があるという指摘資料として掲載いたしました。学習機会の充実につなげたいという思いから挙げております。

○戸田委員

その点が一番気になりました。機会の充実が含まれているということであれば結構だと思います。

○浜田主査

ありがとうございます。それでは第2章について、ほかにございますか。

では、第3章に移りたいと思います。「地域における日本語教育の基本的な考え方」、35ページから70ページ辺りまででございます。本報告の中心となる指針の部分でございますので、特に分かりやすく十分に、また、あるべき方向性や考え方が示しているかという観点で御意見を頂ければと思います。札幌委員、お願いいたします。

○札幌委員

38 ページで、最初の丸の最後の方の「出産や子育て、就労を契機に日本語学習を再開する者が多いことから、最低限の時間の初期段階の支援ではなく、レベルに応じて学習に参加できる体制を構築することが大切である」。この一文だと各教室で全てのレベルを一度にどんと提供することも求められているように読めるので、時間的にある程度時間をかけてそこまで充実させていくことが必要だというような言い方となるように、例えば「最低限の時間の初期段階の支援だけではなく、多様なニーズを考慮した学習が出来る体制を最終的に構築することが大切である」のように、もう少し自治体が時間をかけて、まずはニーズのあるところから形を作っていく、徐々にいろいろな選択肢を増やすというように、可能性を増やす表現に変えてはどうかと思いました。

○浜田主査

ありがとうございました。最終的なゴールとしては全ての学習者のニーズに対応することが必要だとは思いますが、少し自治体を取り組みやすいような形で示してはどうかという御提案かと思えます。事務局で御検討いただければと思います。仙田委員、お願いいたします。

○仙田委員

レベルに関しては私も似たようなことを感じておりました、少し表現を修正していただければと思うのです。その時に、多様なニーズに応じて、必要性に応じてなど、レベルではない切り口が必要になってくると感じております。

それから細かいことで恐縮ですが、「出産や子育て、就労を契機に」という表現で書かれていますが、感覚としては、就労というよりは離職を契機にという感じです。その点を検討していただきたいということが一つ。また、「それを契機に日本語学習を再開する者が多いことから」と前回言った可能性もあるのですが、本当にそういう人たちがどのぐらいいるのかという調査があればいいのですが、多いという根拠が弱いので、「そのような者もいる」とか、「そのような多様な学習者がある」のような書き方にさせていただく方が良いのではないかと思います。

○浜田主査

ありがとうございます。そのほか、3章につきましていかがでしょうか。永田委員、お願いいたします。

○永田委員

58 ページの②教育方法の一つ目の丸で、地域住民が日本語学習支援者として参画していくということがあります。一方で、65 ページの日本語教育人材の確保・配置の一番下の丸で、地域住民のほか、いろいろな人が関わっていくことが望ましいみたいなことが書かれています。65 ページに既に書かれてはいるのですが、58 ページでも、地域住民に加えて、例えば「先輩外国人住民も」などここを手厚く記述して、重複でも大事なことなのでここにも書いておいてもいいのではないかと思います。

○浜田主査

ありがとうございます。先ほどの是川委員の御報告の中でもいろいろな主体が連携することが重要というような御指摘もありましたので、丁寧に書いていただければということかと思えます。

そのほかいかがでしょうか。近藤委員、お願いいたします。

○近藤委員

今の58 ページで私も同感です。それに加えて、68 ページに多様な機関との連携による教育活動が書かれておりますので、そこと教育方法がひもづくようにされるといいのではないかなと思います。

ました。

○浜田主査

ありがとうございます。では事務局で御対応をお願いしたいと思います。

そのほか、第3章についていかがでしょうか。松岡委員、続いて札幌委員、お願いいたします。

○松岡委員

第3章だけに限らないと思うのですが、地域の実情という文言があちこちに入っているのですが、自治体は日本語教育のことに詳しいわけでもなく、日本語教育の文脈で実情というのは一体何を把握すれば自分たちの実情がはかれるのか、すごく迷いがあると思うのですね。例えば、その実情のどの部分をどう配慮したらどういうことが可能なのかといったことがどこかに書き込めないかなと思っています。具体的な提案が出来なくて申し訳ないですが、ここは大変重要なところなので、御検討いただけないでしょうか。お願いします。

○浜田主査

ありがとうございます。重要な御指摘かと思しますので、是非、事務局で御検討いただければと思います。札幌委員、お願いいたします。

○札幌委員

是川委員の御発表にあったインプリケーションのところ、いろいろな地域でカリキュラムなどばらばらであることをある程度まとめるため、コーディネートの必要性があるということがあったかと思います。今の地域の様子では、その地域のニーズに合わせた日本語教室を作っていくことになると思うのですが、学習者が移動したときに学習が継続できるような形で、ある程度カリキュラムの共通性や読替えが分かるようになるとういと思います。そういう方策はどこかに一言入れられないでしょうか。

具体的にまだ考えがまとまっていないのですが、この人はこういうことを勉強してきたのだから、ここに移ってきたらここから学び始めればいいねということが分かる形の、日本語能力証明や学習の記録など、コミュニケーション学院のポートフォリオの例も示されてはいるようですが、もう少しカリキュラムの情報などを共有できるような方策を今後盛り込めるような形になったらいいのではないかと思います。コメントです。

○浜田主査

ありがとうございます。重要な点だと思えます。「日本語教育の参照枠」の活用を進めていただきたいと報告書にも書き入れましたが、正に学習の成果をどうやって共有していくかというところに参照枠の大きな意義があると思っております。この報告の中でももう一度その部分と連携して、「日本語教育の参照枠」の意義について御理解を深めていただけるような記述をお願いできればと思います。

では西村委員、お願いいたします。

○西村委員

2点あります。1点目は今の課題を解決していく一つの方法として、評価を意識することもポイントかなと感じております。これも私もどこに記述したらいいかは迷うところですが、例えば62ページの日本語能力の評価の辺りに加える形で、今後様々な形でこういう取組をしていく自治体なり機関なりが増えていくと思いますので、学習者が移動していくことも考えれば、各機関が例えば日本語力を「参照枠」を参考にしてB1やA2という形で評価し、その評価が公に認められる

仕組みを作って、成績証明書のような能力を証明して共有していける仕組みが導入できると、生活者の方が今後、就労、仕事の場面に移っていこうと思うときにも、こういう日本語能力であればこういう仕事が出来るとスムーズにつながるのではないかと思います。そのようなことを是非考えていただきたい、盛り込んではいかがかと思えます。

もう一点はコメントですが、48ページ以降に国や地域の役割分担のことを細かく書いてくださって、表で書いてあると、図で書いてあるよりも、あのようにそれぞれに関して役割があることを書いてくださったのは大変いいことではないかと拝見いたしました。

○浜田主査

ありがとうございます。評価の問題は非常に重要で、「日本語教育の参照枠」の評価を公的に認められる資格や証明書の形で、裏付けのあるものとして運用していくかは大事なことで、これからは考えていかなければならないと思えます。それについても報告書の中で言及を頂ければと思えます。仙田委員、お願いいたします。

○仙田委員

35ページの基本方針の策定に関し基本的な方針の廃止についての提案を受けて追加された記述の部分で思うのは、基本的な方針の廃止といった提案をされている自治体は、既に類似のものを策定済みであって、それに加えて新たに又、基本方針を策定することに関して効率化を求めているという趣旨だと思われま。

ここで思ったのが、何をもって基本方針とするのかについてももう少し、例えばこのような項目が必要であるとか、このような項目が盛り込まれているものが基本方針であるというようなことがどこかに書かれていて、そういったものが含まれた類似のものがあれば、ここに書かれているような柔軟な対応が可能だというような記述もあるとより分かりやすいのではないのでしょうか。

まだこういった基本方針・基本計画の策定に至っていない自治体の方が多いと思えますし、また小さな規模の自治体などでは人的なリソースもなく、日本語教育のノウハウもなく、また市町だどこがそれを策定しなければいけない部署なのかということも分からないといったところもあると思えますので、そういったところに基本方針を考えていただく上でも、少し具体的にこんな項目が必要だということも記載があるといいのではないかと思います。御検討をよろしくお願いいたします。

○浜田主査

ありがとうございます。その後、実際に作られている基本方針の例が挙げられていますが、もう少し、初めて読む人でもどこがポイントか分かるように具体例として挙がっていると良いのではないかと思います。御検討をお願いできればと思えます。

では第3章はよろしいでしょうか。

それでは、続きまして第4章でございます。「地域における日本語教育の内容」について、こちらは「日本語教育の参照枠」から抽出する形で記載しておりますが、更に、現在開発中の生活C a n d oが入ることを予定しております。第4章を見ていただいた方が更に「日本語教育の参照枠手引」を手にとっていただくことを想定しておりますので、大枠を示すことにとどめているということでございます。

では、この第4章につきまして御意見がありましたらお願いしたいと思います。近藤委員、お願いいたします。

○近藤委員

生活C a n d oの中には約150の「働く」についてのC a n d oがありますね。ですから、

地域の日本語教室でも地域ごとの個性や特質を生かしつつ、生活はもちろん、今までの考え方等を多分少し広げることになるのかもしれませんが、「働く」という要素を柔軟に地域の日本語教室で扱っていただきたいと思います。そういうことが分かるように一言加えていただければありがたいと思います。

○浜田主査

ありがとうございます。事務局、それは大丈夫でしょうか。

○増田日本語教育調査官

はい。生活C a n d oの中に「働く」という項目を立てております。そこもカリキュラム開発の方でも取り上げていただくこととなっておりますので、是非活用いただきたいと思っております。地域の教室では、生活だけではなく、働くであるとか、子育て、教育、いろいろな要素が入ってくると思います。国の省庁の役割分担を地域の日本語教室のプログラムにまで持ち込まなくてもいいのではないかと思います。この辺りのことは報告では明確に書かれておりませんが、カリキュラムを作成する際に自治体の地域日本語教育コーディネーターも恐らく迷うのではないかと思いますので、近藤委員の御意見をはじめ、長山委員にも御意見を伺いたいたしますが、どこまで書き込むと良いか、御意見を頂ければと思っております。よろしく申し上げます。

○長山委員

明確な回答が難しいと思っております。全く扱わないというのは違うなとは思いますが、どこまでやるのが難しいです。簡単に言えば、そんなに深みにはまるまでやらなくてもいいけれども、少しはやってもいいのではないかという感覚をどう表現するのが難しいですね。

○近藤委員

確かに分野別C a n d oごとに別々に示され、教育モデルを作っていると難しいとは思いますが、学習者主体で考えれば、学習者は生活分野・就労分野と分けているわけではないですよ。会社に行けば就労日本語ですし、家に帰れば家族と、学校との関わりにおいても生活日本語になりますので、その辺りはC a n d oは便宜上そのように分けられているとしても、現場では学習者を見てきちんと教育内容を選択し対応出来るのが望ましいのではないかと考えております。

○浜田主査

ありがとうございます。非常にもっともな御意見だと思います。島田委員、お願いいたします。

○島田副主査

非常に充実した内容になってきたと思うのですが、3章なのか4章なのか、あるいはもっと前の段階なのか分からないので、コメントさせていただきます。

今年度から文化庁の地域日本語教育スタートアッププログラムのアドバイザーのお仕事を経験させていただく中で、地方自治体によって、様々な実情ということが松岡委員からありましたが、これから着手しようという自治体もあり、充実して歴史を積み重ねられた自治体もあり、その中で事例は豊富になっています。

年計画というか、どこから始めて、どのように立ち上げ、プロトタイプングして、試行をして、それを評価して、本格実施して、そして評価して、継続して、それを回していくという地方自治体も中長期計画を立てた上で推進していく必要があると思うのです。そういった視点でこの「地域における日本語教育の在り方」がどのように整理されていくのか疑問に思いました。どこから始めて、どのくらいの時間をかけて、どう整備していくのかは、この冊子ではないのかもしれないのですが、

気になったので御質問させていただきました。

○浜田主査

ありがとうございます。大きな問題で、まさしく空白地域解消事業そのものがそういった地域でのニーズに応えるために実施されているということだと思うのですが。事務局でいかがでしょう。今から新しい節を増やすのはなかなか難しいかとは思いますが、どうすればそういった情報にたどり着けるのかといったことについて言及を加えていただくことは可能でしょうか。

○増田日本語教育調査官

ありがとうございます。これまで文化庁では、先ほど島田委員からもありました地域日本語教育の空白地域解消事業スタートアッププログラム等々で日本語教室の立ち上げの様々なモデルを収集しております。その中で、それぞれフェーズで、ステップがあり、どのようにして教室の安定化につなげていくかといったことも幾分見えてきたところがあります。そういった例でお示しできるものがあれば、示してはどうかという提案と理解いたしました。

入れるにしても、どこに入れるか、また、本報告よりも各自治体の取組の事例集などに掲載したほうが良いのか検討させていただければと思います。確かに、自治体の担当者に、今どのフェーズにあるのか、次は何を目指すのか、どのようにPDCAサイクルを回していけば安定化につながるのかが分かっていた方がよいというのは、御指摘のとおりかと思えます。地域日本語教育推進室と検討したいと思えます。ありがとうございます。

○浜田主査

それでは続きまして最後の参考資料のところと、それからこれまで御議論いただきました部分も含めまして、全体として御意見を頂ければと思います。いかがでしょうか。

では戸田委員、お願いいたします。

○戸田委員

51ページに外国人を雇用する事業者の責務というページがありまして、その一番下に加筆がされました。これは大変重要なポイントを加筆していただいたと思うのですが、このページ全体がやはり雇用者の責務ということですので、その立場で述べられてはいるのですが、外国人人材の立場からしますと、キャリア形成につながるという文言をどこかに入れられないでしょうか。

それから、このページの上から二つ目の丸で好事例が出ていますが、ほかにも好事例があれば、もう少し載せてはいかがかと思いました。

○浜田主査

ありがとうございます。その点については事務局で御検討いただければと思います。

そのほか全体的なことも含めて御意見を頂ければと思います。松岡委員、お願いいたします。

○松岡委員

この報告書はかなり大部になっていて読むのが大変だなという印象があるので、まずは概要を作っていたきたいです。それから事例は事例集の形で別物にした方が扱いやすくなるのではないかと思うので、オンライン上であればそのリンクを張り飛ばすようにするとよいのではないのでしょうか。大変な作業にはなるのですが、そういった工夫がないと読んでいただけない可能性があるかと危惧しておりますので、是非使いやすさという観点から体裁を整えていただければと思います。

○浜田主査

ありがとうございます。事務局で工夫をお願いしたいと思います。是川委員、お願いいたします。

○是川委員

松岡委員と同じ方向のコメントです。正に広め方というところで概要版とか事例集ということもありますし、報告書が出ましたよというだけだとなかなか読んでもらえないと思うのです。何か周知するイベント、例えば地方自治体の人たちを集めてセミナーを開催するなど行うとよいのではないのでしょうか。お仕事を増やしてしまうというつもりではないですが、この報告は、すばらしい充実した内容だと思いますので、是非そういうイベント、セミナーを行い広く知ってもらうことも必要なのではないかという意見です。

○浜田主査

ありがとうございます。永田委員、お願いいたします。

○永田委員

お二人の委員の方に全く賛成です。加えて、今回の報告書でかなりいろいろな提言がなされていると思うのですが、例えばそれに基づいてこういう取組をやってみたなどの事例が今後出てくると思いますので、そういったものも随時収集して公開し、発信していくと、それを参考にあとに続く自治体がでてくるなど波及効果につながるのではないかと思います。

○浜田主査

ありがとうございます。そのほかいかがでしょうか。西村委員、お願いいたします。

○西村委員

私も賛同します。電子版であれば随時追加していくところもメリットかと思しますので、是非これに関連してつながって行われる事例をどんどんアップしていくとよろしいかと思います。それとは又別に、この報告書を冊子の形で作成する予定はおありでしょうか。各自治体に配布し、関係各所に指針としてあると、しっかり読んでいただけるので、広めていくには大事だと思います。その辺りはいかがでしょうか。

○浜田主査

事務局から御回答をお願いします。

○増田日本語教育調査官

御提案ありがとうございます。冊子の配布については、地方公共団体の担当者の皆様にお読みいただけるよう、是非実現したいと思います。

○浜田主査

よろしくお願いいたします。島田委員、お願いいたします。

○島田副主査

是川委員の最初のお話で、OECDの報告書なども刻々と変わる現状なので、アップデートし続けることが重要だというお話があったと思います。この「地域における日本語教育の在り方」を分かりやすく事例集にしたり概要版を作ることも重要だと思うのですが、アップデートし続けていくというメッセージも必要だと感じました。

○浜田主査

ありがとうございます。一応、報告書としては一旦どこかの時点で確定する必要があると思うのですが、現状についてどのように文化庁で発信していただくのかということは、これからも是非検討をお願いしたいと思います。御提言ありがとうございます。

一旦ここで区切りとさせていただきたいと思います。委員の皆様におかれましては、いま一度この報告書案に目を通していただきまして、お気付きの点がございましたら、1週間後をめどに事務局まで御意見をお寄せくださいますようお願いいたします。

事務局ではこれまでの意見を踏まえて更に整理いただき、次回が最終になりますが議論を深めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

それでは議事を事務局にお戻しいたしますので、連絡事項等があればお願いいたします。

○増田日本語教育調査官

本日も御審議ありがとうございます。次回以降の日程について御連絡申し上げます。まず、この日本語教育小委員会の次回の開催ですが、11月22日、火曜日、午前10時から12時で予定しております。こちらが本報告の取りまとめに向けた最終回となっております。この後、第82回国語分科会が11月29日、小委員会の1週間後に予定されております。また、「日本語教育の参照枠」補遺版の検討に関するワーキンググループ第4回は11月11日、金曜日、午後3時から5時で予定されております。こちらについても御注目いただければと思います。委員の先生方におかれましてはお忙しい中恐縮ですが、御出席いただければ幸いです。どうぞよろしくをお願いいたします。

○浜田主査

これもちまして第115回日本語教育小委員会を閉会いたします。皆様どうもありがとうございました。